

2018年8月10日 全14頁

# 法律・制度 Monthly Review 2018.7

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
小林 章子

### [要約]

- 7月の法律・制度に関する主な出来事と、7月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 7月は、金融庁が高齢社会における金融サービスのあり方に関する中間とりまとめを公表したこと（3日）、企業会計審議会が「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめたこと（5日）、いわゆる相続法の改正が成立したこと（6日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

|                        |    |
|------------------------|----|
| ○7月の法律・制度レポート一覧        | 2  |
| ○7月の法律・制度に関する主な出来事     | 2  |
| ○8月以後の法律・制度の施行スケジュール   | 4  |
| ○今月のトピック               |    |
| ○CGコード改訂と指名・報酬諮問委員会の現況 | 7  |
| ○レポート要約集               | 12 |
| ○7月の新聞・雑誌記事・TV等        | 14 |
| ○7月のウェブ掲載コンテンツ         | 14 |

## ◇7月の法律・制度レポート一覧

| 日付  | レポート名  | 作成者            | 内容          | 頁数 |
|-----|--|----------------|-------------|----|
| 9日  | CGコード改訂と指名・報酬諮問委員会の現況                                    | 横山 淳<br>藤野 大輝  | 金融商品<br>取引法 | 10 |
| 11日 | 法律・制度 Monthly Review 2018.6<br>～法律・制度の新しい動き～             | 小林 章子          | その他法律       | 13 |
|     | 民法改正（成人年齢引き下げ）の概要<br>～改正法の要点解説と今後の展望～                    | 田村 統久<br>小林 章子 | その他法律       | 11 |
| 13日 | SEC、新たな投資家保護規則の提案<br>～米労働省のフィデューシャリー規則は無効に～              | 鳥毛 拓馬          | 金融制度        | 8  |
| 20日 | 安定調達比率に関する告示案の公表<br>～国際統一基準行に対して<br>2019年3月31日から適用予定～    | 金本 悠希          | 金融制度        | 13 |
| 24日 | 相続法改正の概要【確定版】<br>～原則として、2019年7月12日までに施行～                 | 小林 章子          | その他法律       | 14 |
| 25日 | 国内基準行の金利リスクのモニタリング案の公表<br>～国際統一基準行よりも<br>金利リスクの計測手法を簡素化～ | 金本 悠希          | 金融制度        | 7  |

## ◇7月の法律・制度に関する主な出来事

| 日付 | 主な出来事   |
|----|---|
| 2日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇東京証券取引所において、ETFのマーケットメイク制度が開始。</li> <li>◇日本証券業協会、「当面の主要課題」を公表。</li> <li>◇金融庁、「NISA（一般・つみたて）の現状」及び「『職場つみたてNISA』の取組みの現状」等を公表。平成30年1～3月のつみたてNISAの新規口座数は50万7,462口座、買付額110億9,681万円。口座開設者の年齢層は20～40代が約7割。</li> <li>◇金融安定理事会（FSB）、市中協議文書「サイバー用語集」を公表（コメント期限は8月20日まで）。</li> </ul> |
| 3日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融庁、「高齢社会における金融サービスのあり方（中間的なとりまとめ）」を公表。</li> <li>◇英国金融行為規制機構（FCA）、規制のサンドボックス第4弾の受理企業29社を公表。</li> </ul>  |
| 4日 | ◇財務省、「平成30年度税制改正の解説」を掲載。  |
| 5日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融庁の企業会計審議会、「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめ。監査報告書に、監査プロセスを明らかにするための「監査上の主要な検討事項（KAM）」の記載や、監査役等の財務報告に関する責任の記載を義務付ける等の内容。KAMについては2021（平成33）年3月決算に係る財務諸表の監査（早期適用可）、その他は2020（平成32）年3月決算に係る財務諸表の監査から適用。</li> <li>◇パーゼル銀行監督委員会、「グローバルなシステム上重要な銀行：評価手法の見直し及びより高い損失吸収力」を公表。</li> </ul>     |
| 6日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等を改正（7月9日から適用）。産業競争力強化法等の改正に伴うもの。</li> <li>◇相続に関する民法等の規定（いわゆる相続法）を改正する法律が成立（13日公布）。配偶者居住権、預貯金の仮払い制度、自筆証書遺言保管制度、特別寄与料制度の創設等の内容。原則として2019年7月12日までの政令で定める日に施行される。</li> </ul>  |

|     |   |
|-----|---|
| 6日  | ◇金融活動作業部会（FATF）、市中協議文書「証券セクター向けリスクベースアプローチ・ガイダンス案」及び「生命保険セクター向けリスクベースアプローチ・ガイダンス案」を公表（コメント期限は8月17日まで）。  |
| 9日  | ◇産業競争力強化法、中小企業等経営強化法及び経営承継円滑化法等の一部改正が施行。平成30年度税制改正による自社株を対価とするM&Aの課税繰延べ措置を受けるための「特別事業再編計画」の認定が開始するほか、事業承継税制の「特例承継計画」の助言を行う経営革新等支援機関の認定の更新制の導入等を定めるもの。   |
| 11日 | ◇企業会計基準委員会（ASBJ）、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）と代表者会合を開催。年金、資本性金融商品の代替的な測定方法、仮想通貨、のれん、国際会計基準審議会（IASB）のリサーチ・プロジェクト（資本の特徴を有する金融商品、基本財務諸表及び開示原則等）等について意見交換。   |
| 12日 | ◇日本取引所グループ（JPX）、ワーキング・ペーパー「KYC業務におけるブロックチェーン技術適用実証実験」を公表。   |
| 13日 | ◇金融庁、「平成29事務年度 地域銀行モニタリング結果とりまとめ」を公表。経営戦略・計画の着実な実行、経営体力等に見合ったリスクテイク、経営戦略・計画を着実に実行できる態勢の構築、ガバナンスの発揮（取締役会・内部監査）が課題としている。<br>◇金融庁、「地域銀行有価証券運用モニタリング 中間とりまとめ」を公表。有価証券運用への収益依存度が高まっている状況において、経営体力・リスクコントロール能力に見合ったリスクテイク、リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢の構築、リスクガバナンスの発揮（リスクアペタイトフレームワークの活用）が課題としている。<br>◇金融庁、「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）（案）」を公表（意見提出期限は8月13日まで）。これまでのルールベースではなく経営の問題としての取組みを評価することを目的とした金融機関の経営陣との対話や、重要な問題に焦点を当てたリスクベースのモニタリング等を提案するもの。<br>◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を一部改正。破綻処理準備態勢の整備（平時において講ずるべき具体的な措置の明示）、金融機関の報酬体系（FSBガイダンスの追加）及びファンドモニタリング調査の廃止に関する改正。<br>◇欧州証券市場監督局（ESMA）、値幅（ティック・サイズ）の変更を提案（コメント期限は9月7日まで）。 |
| 16日 | ◇国際監査・保証基準審議会（IAASB）、ISA315号改訂公開草案「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」を公表（コメント期限は11月2日まで）。  |
| 17日 | ◇金融庁、森信親長官が退任、遠藤俊英監督局長が新長官に就任。<br>◇金融庁、「FinTech実証実験ハブ」第1号案件の実験結果を公表。ブロックチェーン技術を用いて、顧客の本人確認手続きを金融機関共同で実施するシステムの構築を検討し、今回要件として定義したレベルの本人確認に対して技術的には十分に運用可能であることが確認されたとしている。<br>◇米国通貨監督庁（OCC）、連邦準備理事会（FRB）、連邦預金保険公社（FDIC）、証券取引委員会（SEC）、商品先物取引委員会（CFTC）、ボルカー・ルールの修正（緩和）案を共同提案（コメント期限は9月17日まで）。<br>◇FCA、ペーパー「消費者に対する提案」及び忠実義務（Duty of Care）に関するディスカッション・ペーパーを公表（後者のコメント期限は11月2日まで）。  |
| 18日 | ◇FSB、市中協議文書「金融規制改革のインフラ投資への影響の評価」を公表（コメント期限は8月22日まで）。<br>◇SEC、代替的取引システム（ATS）の運用の透明性及び行政監督を強化する規則改正を承認。  |
| 20日 | ◇特定複合観光施設区域整備法（IR法）が成立（27日公布）。原則として公布の日から3年以内の政令で定める日から施行される。   |

|     |  |
|-----|--|
| 20日 | ◇日本公認会計士協会（JICPA）、会長声明「『監査基準の改訂に関する意見書』の公表を受けて」を发出。  |
| 23日 | ◇経済産業省、「グリーンファイナンスと企業の情報開示の在り方に関する『TCFD研究会』」の設置を公表。座長は伊藤邦雄・一橋大学大学院経営管理研究科特任教授。<br>◇経済産業省、「『平成 29 年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（分散型システムに対応した技術・制度等に係る調査）』報告書」を公表。  |
| 24日 | ◇確定拠出年金運営管理機関に関する命令、確定拠出年金法施行規則、「確定拠出年金制度について」の一部改正が公布。企業型確定拠出年金（企業型 DC）の運営管理機関について、運用商品（デフォルト運用商品を含む）の一覧のインターネット公表を義務付けることや、いわゆる営業職員による確定拠出年金加入者への情報提供等を可能とする（兼務規制の緩和）等の内容。<br>◇金融庁、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」を一部改正（2019年7月1日から適用）。確定拠出年金法施行規則等の改正に伴うもの。   |
| 26日 | ◇手形・小切手機能の電子化に関する検討会（事務局：全国銀行協会）、中間報告を取りまとめ。最終報告は今年12月公表予定。  |
| 27日 | ◇経済産業省、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を改訂。AIスピーカーを利用した電子商取引やブロックチェーン技術を用いた価値移転等の論点を追加。<br>◇日本銀行、ワーキングペーパー「株主構成の変化が地域銀行の経営に与える影響」を公表。<br>◇FCA、クラウドファンディング（ローンベース）のプラットフォームに対する規制の見直しを提案（コメント期限は10月27日まで）。   |
| 30日 | ◇JICPA、公開草案「監査委員会研究報告第6号『銀行等取引残高確認書及び証券取引残高確認書の様式例』の改正について」を公表（意見提出期限は8月31日まで）。  |
| 31日 | ◇東京証券取引所（東証）、「『会計基準の選択に関する基本的な考え方』の開示内容の分析」を公表（2018年3月期決算会社まで）。IFRS適用済会社161社（前年比+36社）、IFRS適用決定会社32社（同+5社）、IFRS適用予定会社11社（同-8社）、合計204社（同+33社）。IFRS適用に関する検討を実施している会社は202社（同-12社）。<br>◇東証、「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況、委員会の設置状況及び相談役・顧問等の開示状況」を公表。<br>◇金融調査研究会（事務局：全国銀行協会）、報告書「キャッシュレス社会の進展と金融制度のあり方」及び「わが国家計の資産形成に資する金融制度・税制のあり方」を取りまとめ。<br>◇総務省、「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン（第2版）」を公表。<br>◇英国財務報告協議会（FRC）、ストラテジック・レポートのガイダンスの改訂版を公表。<br>◇保険監督者国際機構（IAIS）、市中協議文書「国際資本基準（ICS）Version 2.0」及び「国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み（ComFrame）の全体」を公表（コメント期限は10月30日まで）。 |

## ◇8月以後の法律・制度の施行スケジュール

| 日付             |        | 施行される内容   |
|----------------|--------|---|
| 2018年<br>(H30) | 10月1日  | ◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。  |
|                | 12月31日 | ◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。<br>◇NISAの初年度（2014年分）投資枠について、5年間の非課税保有期間が満了。<br>◇改訂後のコードの内容を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出期限。 |



|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 2019年<br>(H31) | 1月1日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇NISAの口座開設申込時の即日買付けの実施。</li> <li>◇(2019年1月1日以後開始事業年度より)税法上の「恒久的施設」(PE)の定義の見直しが施行。</li> <li>◇e-Tax(国税電子申告・納税システム)において、税務署で本人確認後に発行されるIDとパスワードを利用した「ID・パスワード方式」が利用可能に。</li> <li>◇IFRS16号「リース」発効。</li> </ul> |
|                | 1月13日  | ◇民法(相続法)の改正のうち、自筆証書遺言の方式緩和が施行。   |
|                | 3月31日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇金利リスクのモニタリングの見直しが施行(国内基準行)。</li> <li>◇G-SIBs(3メガバンク)へのTLAC規制導入(リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%)。</li> <li>◇安定調達比率を導入(国際統一基準行)。</li> </ul>   |
|                | 4月1日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。</li> <li>◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。</li> <li>◇特定美術品の相続税の納税猶予制度の適用が開始。</li> </ul>  |
|                | 6月15日  | ◇改正消費者契約法が施行。  |
|                | 7月1日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇企業型確定拠出年金(企業型DC)の運営管理機関について、運用商品(デフォルト運用商品を含む)の一覧のインターネット公表が義務付け。</li> <li>◇いわゆる営業職員による確定拠出年金加入者への情報提供等が可能となる(兼務規制の緩和)。</li> </ul>   |
|                | 7月12日  | ◇この日までに、民法(相続法)の改正のうち、預貯金の仮払い制度の創設が施行。   |
|                | 7月16日  | ◇株式等の決済期間が、現行のT+3(約定日の3営業日後に決済)からT+2(約定日の2営業日後に決済)に短縮(約定分)。  |
| 10月1日          | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。</li> <li>◇消費税の軽減税率制度(8%)の導入。</li> <li>◇車体課税の見直し(自動車取得税の廃止、環境性能割の導入)。</li> <li>◇(2019年10月1日以後開始事業年度より)地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。</li> <li>◇年金生活者支援給付金の支給開始(予定)。</li> </ul> |  |
| 2020年          | 1月1日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し。</li> <li>◇投資信託等の外国税額控除の見直し。</li> </ul>  |
|                | 4月1日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。</li> <li>◇(2020年4月1日以後開始事業年度より)大法人の電子申告が義務化。</li> <li>◇改正民法(債権法)が施行。</li> </ul>  |
|                | 7月12日  | ◇この日までに、民法(相続法)の改正のうち、配偶者居住権及び自筆証書遺言の保管制度の創設が施行。   |
| 2021年          | 1月1日   | ◇IFRS17号「保険契約」発効。  |
|                | 3月31日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。</li> <li>◇野村HDへのTLAC規制導入(リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%)。</li> </ul>  |
|                | 4月1日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。</li> <li>◇(2021年4月1日以後開始連結会計年度及び事業年度の期首より)収益認識に関する会計基準が適用。</li> </ul>  |
|                | 12月31日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。</li> <li>◇住宅ローン減税の適用期限。</li> </ul>  |
| 2022年          | 3月31日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◇バーゼルⅢ、完全施行(資本フロア規制は2027年までに段階的施行)。</li> <li>◇G-SIBs(3メガバンク)へのTLAC規制の比率引き上げ(リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%)。</li> </ul>  |
|                | 4月1日   | ◇成人年齢(成年年齢)が20歳から18歳に引き下げ。   |

|       |       |  |
|-------|-------|--|
| 2023年 | 10月1日 | ◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始。                         |
| 2024年 | 3月31日 | ◇野村HDへのTLAC規制の比率引き上げ（リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%）。 |
| 2027年 | 3月31日 | ◇バーゼルⅢの資本フロア規制が全面適用（72.5%）。                        |

※原則として、7月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。バーゼル規制はわが国での施行時期ベース（一部見込みを含む）で記載。今回新規に追加したものは太字で記載。

## ◇今月のトピック

## CGコード改訂と指名・報酬諮問委員会の現況

2018年7月9日 横山 淳

藤野 大輝

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180709\\_020190.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180709_020190.html)

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

(注) 当レポートは、2017年6月定時株主総会を踏まえて提出したCG報告書に基づいている。ただし、その後に重要な修正のあるCG報告書の内容も、2018年6月定時株主総会に向けたものでない限り、できる限り反映している。

図表1 改訂前後のCGコード補充原則4-10①及び対話ガイドライン

| 改訂前のCGコード   | 改訂後のCGコード   |
|---|---|
| <p>補充原則<br/>4-10① 上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、<b>例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなど</b>により、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。</p> | <p>補充原則<br/>4-10① 上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、<b>取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置すること</b>により、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。</p> |

## 対話ガイドライン

## 【CEOの選解任・育成等】

3-2. 客観性・適時性・透明性ある手続により、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOが選任されているか。こうした手続を実効的なものとするために、**独立した指名委員会が活用されているか。**

## 【経営陣の報酬決定】

3-5. 経営陣の報酬制度を、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう設計し、適切に具体的な報酬額を決定するための客観性・透明性ある手続が確立されているか。こうした手続を実効的なものとするために、**独立した報酬委員会が活用されているか。**また、報酬制度や具体的な報酬額の適切性が、分かりやすく説明されているか。

(注) 下線太字・赤字は筆者による

(出所) CGコード、対話ガイドライン

図表2 補充原則4-10①、原則4-10の実施状況

| 機関設計       | 社数(a) | コンプライ(b) | C率(b/a) | エクスプレイン(c) | E率(c/a) |
|------------|-------|----------|---------|------------|---------|
| 監査役会設置会社   | 427   | 383      | 89.7%   | 44         | 10.3%   |
| 指名委員会等設置会社 | 37    | 37       | 100.0%  | 0          | 0.0%    |
| 監査等委員会設置会社 | 91    | 81       | 89.0%   | 10         | 11.0%   |
| 合計         | 555   | 501      | 90.3%   | 54         | 9.7%    |

(注)「コンプライ」は、原則4-10及び補充原則4-10①の両方を実施している会社、「エクスプレイン」は、原則4-10又は補充原則4-10①のいずれかを実施していない会社を意味する。補充原則4-10①の「エクスプレイン」を個別に行わず、原則4-10の「エクスプレイン」をもって代用していると考えられる事例があったため、こうした処理をしている。

(出所) 各社のCG報告書に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 指名、報酬に関する委員会の設置状況

| 機関設計       | 社数(a) | 指名(b) | 設置率(b/a) | 報酬(c) | 設置率(c/a) |
|------------|-------|-------|----------|-------|----------|
| 監査役会設置会社   | 427   | 217   | 50.8%    | 230   | 53.9%    |
| 指名委員会等設置会社 | 37    | 37    | 100.0%   | 37    | 100.0%   |
| 監査等委員会設置会社 | 91    | 44    | 48.4%    | 50    | 54.9%    |
| 合計         | 555   | 298   | 53.7%    | 317   | 57.1%    |

(出所) 各社のCG報告書に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

図表4 指名、報酬に関する委員会の設置状況(コンプライ/エクスプレイン別)

## ①コンプライ

| 機関設計       | 社数(a) | 指名(b) | 設置率(b/a) | 報酬(c) | 設置率(c/a) |
|------------|-------|-------|----------|-------|----------|
| 監査役会設置会社   | 383   | 215   | 56.1%    | 227   | 59.3%    |
| 指名委員会等設置会社 | 37    | 37    | 100.0%   | 37    | 100.0%   |
| 監査等委員会設置会社 | 81    | 44    | 54.3%    | 48    | 59.3%    |
| 合計         | 501   | 296   | 59.1%    | 312   | 62.3%    |

## ②エクスプレイン

| 機関設計       | 社数(a) | 指名(b) | 設置率(b/a) | 報酬(c) | 設置率(c/a) |
|------------|-------|-------|----------|-------|----------|
| 監査役会設置会社   | 44    | 2     | 4.5%     | 3     | 6.8%     |
| 指名委員会等設置会社 | 0     | -     | -        | -     | -        |
| 監査等委員会設置会社 | 10    | 0     | 0.0%     | 2     | 20.0%    |
| 合計         | 54    | 2     | 3.7%     | 5     | 9.3%     |

(出所) 各社のCG報告書に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

図表5 指名諮問委員会の委員

| 属性          | 人数         | 構成比          |
|-------------|------------|--------------|
| 社内取締役       | 501        | 40.1%        |
| 社内監査役       | 8          | 0.6%         |
| その他社内、不明    | 8          | 0.6%         |
| <b>社内合計</b> | <b>517</b> | <b>41.4%</b> |
| 社外取締役       | 644        | 51.5%        |
| 社外監査役       | 73         | 5.8%         |
| 社外有識者など     | 16         | 1.3%         |
| <b>社外合計</b> | <b>733</b> | <b>58.6%</b> |

(注) 社内、社外の別が不明なものは「その他社内、不明」に加算している。

(出所) 各社のCG報告書に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

図表6 報酬諮問委員会の委員

| 属性          | 人数         | 構成比          |
|-------------|------------|--------------|
| 社内取締役       | 528        | 40.0%        |
| 社内監査役       | 9          | 0.7%         |
| その他社内、不明    | 12         | 0.9%         |
| <b>社内合計</b> | <b>549</b> | <b>41.6%</b> |
| 社外取締役       | 674        | 51.1%        |
| 社外監査役       | 78         | 5.9%         |
| 社外有識者など     | 18         | 1.4%         |
| <b>社外合計</b> | <b>770</b> | <b>58.4%</b> |

(注) 社内、社外の別が不明なものは「その他社内、不明」に加算している。

(出所) 各社のCG報告書に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成



図表7 指名諮問委員会の社外・社内差

| 社外・社内差          | 社数   | 構成比    |
|-----------------|------|--------|
| 全員社外            | 10   | 3.8%   |
| 社外－社内 $\geq 2$  | 58   | 22.2%  |
| 社外－社内 $= 1$     | 103  | 39.5%  |
| 社外・社内同数         | 54   | 20.7%  |
| (うち委員長社外)       | (23) | (8.8%) |
| 社外－社内 $= -1$    | 14   | 5.4%   |
| (うち委員長社外)       | (4)  | (1.5%) |
| 社外－社内 $\leq -2$ | 20   | 7.7%   |
| (うち委員長社外)       | (5)  | (1.9%) |
| 全員社内            | 2    | 0.8%   |

(注) 社内、社外の別が不明なものは「その他社内、不明」に加算している。

(出所) 各社のCG報告書に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

図表8 報酬諮問委員会の社外・社内差

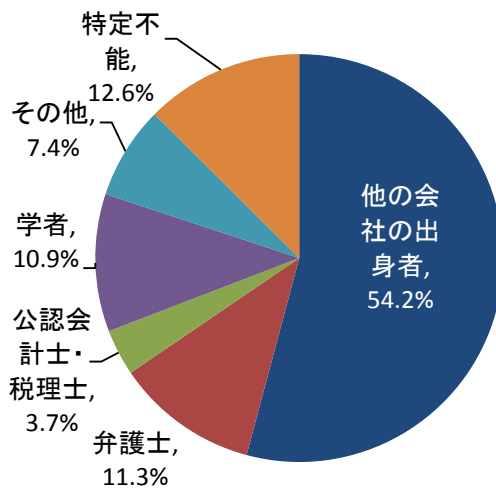
| 社外・社内差          | 社数   | 構成比    |
|-----------------|------|--------|
| 全員社外            | 8    | 2.9%   |
| 社外－社内 $\geq 2$  | 62   | 22.1%  |
| 社外－社内 $= 1$     | 115  | 41.1%  |
| 社外・社内同数         | 53   | 18.9%  |
| (うち委員長社外)       | (21) | (7.5%) |
| 社外－社内 $= -1$    | 19   | 6.8%   |
| (うち委員長社外)       | (6)  | (2.1%) |
| 社外－社内 $\leq -2$ | 21   | 7.5%   |
| (うち委員長社外)       | (5)  | (1.8%) |
| 全員社内            | 2    | 0.7%   |

(注) 社内、社外の別が不明なものは「その他社内、不明」に加算している。

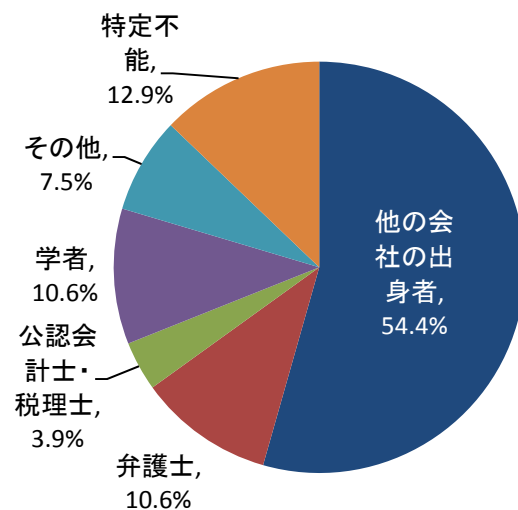
(出所) 各社のCG報告書に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

図表9 諮問委員会の社外メンバーの属性(推定)

## ①指名諮問委員会



## ②報酬諮問委員会

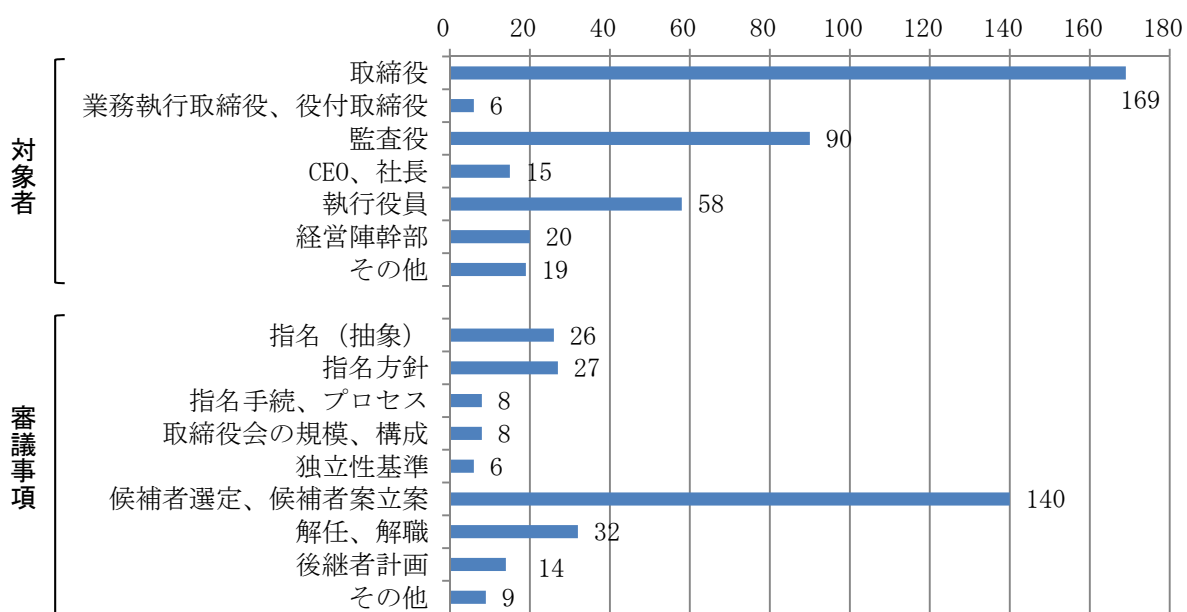


(出所) 各社のCG報告書、株主総会参考書類、ウェブサイトなどに基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

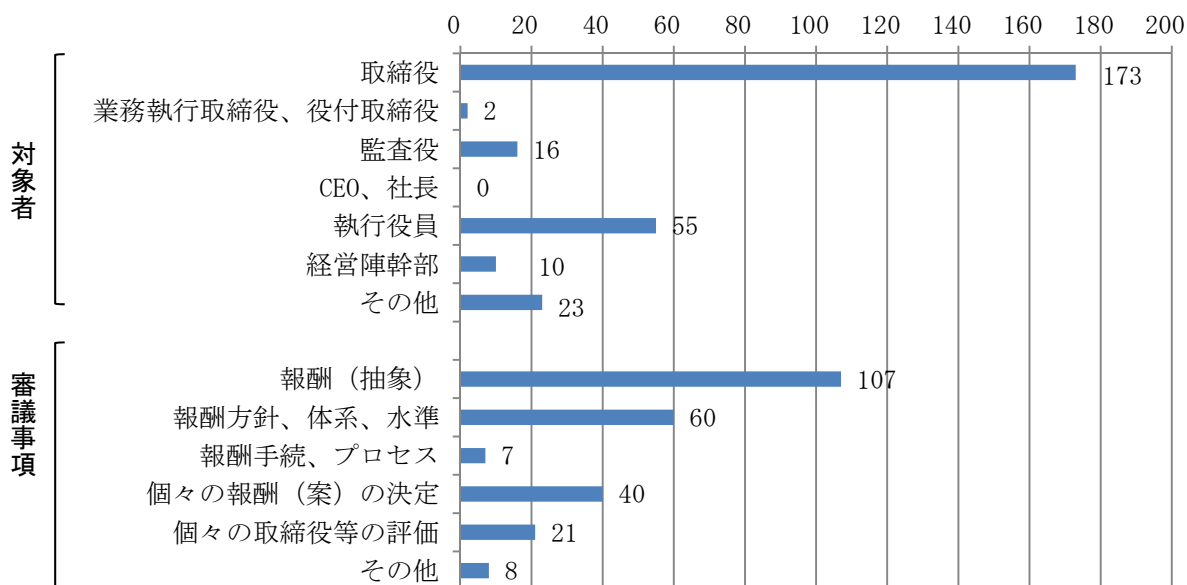
図表 10 諮問委員会の審議事項等（機能・役割）

## ①指名諮問委員会

（単位：社）



## ②報酬諮問委員会



（出所）各社のCG報告書に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 11 指名、報酬に関する諮問委員会の設置に関する「エクस्पライン」

| エクस्पライン     |                               | 社数   |
|--------------|-------------------------------|------|
| 検討中          |                               | 27 社 |
| うち           | 諮問委員会の設置を検討中                  | 8 社  |
|              | 対応方法を検討中                      | 14 社 |
|              | 委員会設置が適切か否か検討中                | 2 社  |
| 独立社外取締役が存在   |                               | 33 社 |
| うち           | 独立社外取締役が参加する取締役会で議論           | 18 社 |
|              | 助言等のための面談、会合等を実施              | 7 社  |
|              | 適宜、助言等を受けている                  | 6 社  |
|              | 経験、知識等に優れた独立社外取締役からの助言等を受けている | 6 社  |
|              | (過半数には満たないが) 十分な数の独立社外取締役が存在  | 5 社  |
|              | 独立社外取締役が意見を述べやすい環境を整備         | 1 社  |
| 客観的な基準を設定    |                               | 6 社  |
| 外部コンサルタントを活用 |                               | 1 社  |
| 現在の仕組みで問題ない  |                               | 9 社  |
| その他、不明       |                               | 4 社  |

(出所) 各社の CG 報告書に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

## ◇レポート要約集

【9日】

### CGコード改訂と指名・報酬諮問委員会の現況

2018年6月1日、東証はコーポレートガバナンス・コード（CGコード）を改訂した。

改訂CGコードは、独立社外取締役が過半数に達していない監査役会設置会社、監査等委員会設置会社が、指名、報酬などについて独立社外取締役の適切な関与・助言を求める補充原則4-10①を「コンプライ」するためには、独立した諮問委員会を設置することを要求している。

2017年（昨年）6月の定時株主総会を受けて提出されたCG報告書によれば、改訂前の補充原則4-10①等を「コンプライ」している上場会社のうち、4割強は、諮問委員会を設置していない。これらの上場会社が、改訂CGコードに対応する上では、新たに諮問委員会を設置して「コンプライ」を維持するか、「エクスプレイン」に変更して、どのような仕組みを通じて「独立社外取締役の適切な関与・助言」を得ているなどといった説明をするか、という判断を迫られることになる。

諮問委員会を設定している上場会社の中にも、社外取締役、社外監査役、社外有識者といった社外メンバーが過半数に達していないものが、1/3強存在している。これらの会社は、どのようにして委員会の判断の客観性、独立性を確保しているのか、適切な説明責任を果たすことが期待されるだろう。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180709\\_020190.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180709_020190.html)

【11日】

### 法律・制度 Monthly Review 2018.6

#### ～法律・制度の新しい動き～

6月の法律・制度に関する主な出来事と、6月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

6月は、改訂版コーポレートガバナンス・コードが実施されたこと（1日）、電子決済等代行業関係の改正銀行法が施行されたこと（1日）、成人年齢を18歳へ引き下げる民法改正法が成立したこと（13日）、バーゼル規制の安定調達比率に関する告示案が公表されたこと（29日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180711\\_020196.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180711_020196.html)

### 民法改正（成人年齢引き下げ）の概要

#### ～改正法の要点解説と今後の展望～

2018年6月13日、成人（成年）年齢の引き下げを主な内容とする「民法の一部を改正する法律（以下、改正法）」が成立した。この法律の施行日である2022年4月1日以降、成人年齢は18歳となる。成人年齢の引き下げにより、18、19歳の者は契約の締結や訴訟が可能になる一方、未成年者取消権を失うことで、消費者被害に遭うケースが増加する可能性が考えられる。

今回の改正法は民法以外の法律の改正も規定しているが、改正内容には、年齢要件を新たに18歳基準に引き下げるものと、現行通りの20歳基準を維持するためのものがある。例えば、帰化申請の年齢要件などは当該年齢を18歳に引き下げ、若年者を特定の悪影響（喫煙、飲酒、公営ギャンブル）から保護することを目的とする法律は20歳の要件が維持された。

他方、今回の改正法で改正の対象外とされた社会保障制度・税制に注目すると、国民年金（第1号被保険者）の強制加入年齢や、NISAなどの税制優遇措置の年齢要件は、今後18歳への引き下げが行われる可能性がある。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180711\\_020198.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180711_020198.html)

**【13日】****SEC、新たな投資家保護規則の提案****～米労働省のフィデューシャリー規則は無効に～**

2018年6月21日、連邦第5巡回区控訴裁判所は、労働省のフィデューシャリー規則の無効を確定させた。同規則は、2017年6月から一部施行され、2019年7月から完全施行されることになっていた。これにより、投資アドバイスに関わる投資家保護規則については、2018年4月にSEC（証券取引委員会）が提案した新規則が今後の議論の中心となる。

2018年4月18日、SECは、ブローカー・ディーラーと投資アドバイザーの行為基準を強化することなどを内容とする規則および解釈案（以下、規則案）を公表した。規則案は、2010年に成立したドッド・フランク法においてSECに対し制定することが求められていたものであり、8年の歳月を経て、ようやく提案に至った。

今後、規則案に対して賛成派、反対派両者から膨大な意見が提出されるものと予想される。今後の修正により、当初の規則案から大きく変更される可能性もある。最終的に、投資家保護や投資アドバイスの質の向上と投資家の金融商品選択・アクセス確保のバランスがどのように図られるのか、引き続き、議論の行方に注目する必要がある。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180713\\_020199.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180713_020199.html)

**【20日】****安定調達比率に関する告示案の公表****～国際統一基準行に対して2019年3月31日から適用予定～**

6月29日、金融庁が安定調達比率に関する告示案を公表した。7月30日まで意見が募集されている。

安定調達比率とは、「売却が困難な資産（所要安定調達額。オフ・バランスシートを含む）を保有するのであれば、これに対応し、中長期的に安定的に調達（負債・資本）することを求めるもの」であり、2014年10月にバーゼル銀行監督委員会で合意された。

国際統一基準行は、2019年3月31日から、安定調達比率を開示し、同比率が100%以上であることが求められる（国内基準行は適用対象外）。100%を下回った場合、当局による監督上の措置として、報告が求められ、必要な場合は業務改善命令が発出される。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20180720\\_020216.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20180720_020216.html)

**【24日】****相続法改正の概要【確定版】****～原則として、2019年7月12日までに施行～**

2018年7月6日、相続に関する民法等の規定（いわゆる相続法）を改正する法律が成立した（同日13日公布）。今回の改正は、約40年ぶりの相続法の大きな見直しとなる。

具体的な内容としては、配偶者居住権、預貯金の仮払い制度、自筆証書遺言保管制度の創設等が盛り込まれた。相続人以外の親族が被相続人の介護等をした場合、「特別寄与料」を請求できる規定も設けられた。

原則として、2019年7月12日までの政令で定める日に施行される。ただし、配偶者居住権及び自筆証書遺言保管制度については、2020年7月12日までの政令で定める日に施行される。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180724\\_020221.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180724_020221.html)



## 【25日】

国内基準行の金利リスクのモニタリング案の公表  
～国際統一基準行よりも金利リスクの計測手法を簡素化～

6月8日、金融庁が国内基準行に対する金利リスクのモニタリング手法等の見直し案を公表した。本見直しに関しては、昨年12月に、国内基準行は金利リスクが自己資本の20%を超えないかモニタリングすることが明らかにされている（2019年3月期から）。

今回の見直し案は、金利リスクの計測手法と開示様式を改正するものである。金利リスクは、金利変動シナリオとして、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3つに基づいて計測すればよいとされ、国際統一基準行よりも簡素化されている。

開示項目の見直し案では、国際統一基準行と同様、定性的開示項目が拡充され、流動性預金の平均・最長満期や満期割り当て方法（コア預金モデル）等が追加されている。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20180725\\_020223.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20180725_020223.html)

## ◇7月の新聞・雑誌記事・TV等

| 掲載誌名等・日付               | タイトル等               | 担当者   |
|------------------------|---------------------|-------|
| 日本経済新聞<br>(7月5日夕刊3面)   | 売買単位の100株統一についてコメント | 横山 淳  |
| 日本経済新聞<br>(7月6日朝刊15面)  | 法定開示書類の一体化についてコメント  | 吉井 一洋 |
| 日本経済新聞<br>(7月21日朝刊19面) | 相続法の改正についてコメント      | 小林 章子 |

## ◇7月のウェブ掲載コンテンツ

| 日付          | タイトル  | 担当者   |
|-------------|---|-------|
| 7月4日<br>掲載  | コラム：新しいぶどう酒は、新しい革袋に～コーポレートガバナンス・コード改訂とコーポレート・ガバナンス報告書～<br><a href="https://www.dir.co.jp/report/column/20180704_010073.html">https://www.dir.co.jp/report/column/20180704_010073.html</a> | 横山 淳  |
| 7月10日<br>掲載 | コラム：総世帯数の5%にも満たない「標準世帯」<br><a href="https://www.dir.co.jp/report/column/20180710_010074.html">https://www.dir.co.jp/report/column/20180710_010074.html</a>                                | 是枝 俊悟 |
| 7月18日<br>掲載 | コラム：相続登記をめぐる議論<br><a href="https://www.dir.co.jp/report/column/20180718_010080.html">https://www.dir.co.jp/report/column/20180718_010080.html</a>   | 小林 章子 |